

青森県報

号外第九十八号

令和四年
十二月十六日
(金曜日)

目次

訓令

○技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令……(人事課) ……一

議 会

○青森県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程……(調査課) ……四

人事委員会

○人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する規則……(事務局) ……五
○人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当) の一部を改正する規則……(同) ……八

訓 令

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一 般
出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

第一条 技能職員等の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号) の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の九十」を「六月に支給する場合には百分の九十、十二月に支給する場合には百分の百」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第二条、第五条、附則第六項関係)

技能職等給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	¥136,200	¥187,400	¥208,500	¥254,100	¥281,000
	2	¥137,100	¥188,700	¥209,700	¥255,300	¥282,900
	3	¥138,100	¥190,100	¥211,100	¥256,300	¥284,500
	4	¥139,000	¥191,300	¥212,300	¥257,400	¥286,200
	5	¥140,000	¥192,300	¥213,600	¥258,300	¥287,900
	6	¥141,000	¥193,800	¥215,000	¥259,300	¥289,400
	7	¥142,000	¥195,200	¥216,400	¥260,400	¥290,600
	8	¥143,000	¥196,500	¥217,800	¥261,300	¥291,800
	9	¥143,800	¥197,900	¥219,100	¥262,200	¥293,300
	10	¥144,800	¥198,900	¥220,700	¥262,900	¥295,100
	11	¥145,800	¥200,200	¥222,300	¥263,800	¥296,800
	12	¥146,900	¥201,200	¥223,700	¥264,700	¥298,600
	13	¥147,700	¥202,400	¥224,900	¥265,700	¥300,000
	14	¥148,700	¥203,500	¥226,400	¥266,700	¥301,700
	15	¥149,800	¥204,600	¥227,900	¥267,600	¥303,300
	16	¥150,800	¥205,700	¥229,200	¥268,500	¥304,800
	17	¥151,900	¥206,600	¥230,000	¥269,400	¥306,300
	18	¥153,300	¥207,700	¥230,700	¥270,500	¥307,900
	19	¥154,500	¥208,700	¥231,600	¥271,500	¥309,500
	20	¥155,700	¥209,700	¥232,600	¥272,300	¥311,200
	21	¥156,800	¥210,600	¥233,200	¥273,200	¥312,200
	22	¥158,000	¥211,700	¥234,700	¥274,100	¥313,600
	23	¥159,200	¥212,800	¥236,000	¥275,100	¥315,000
	24	¥160,400	¥213,700	¥237,000	¥275,900	¥316,500
	25	¥161,500	¥214,600	¥238,300	¥276,500	¥317,100
	26	¥163,000	¥215,500	¥239,500	¥277,300	¥319,000
	27	¥164,500	¥216,200	¥240,800	¥278,200	¥320,500
	28	¥166,000	¥217,100	¥242,000	¥279,100	¥321,900
	29	¥167,400	¥217,900	¥242,800	¥280,000	¥323,500
	30	¥168,800	¥219,100	¥244,000	¥281,100	¥324,700

31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000	220,300	257,800	289,900	315,700
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200	220,600	258,100	290,400	316,000
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300	221,000	258,400	290,900	316,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200	221,500	258,600	291,300	316,500
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300	221,900	258,800	291,900	316,900
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400	222,300	259,100	292,500	317,200
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500	223,000	259,400	293,100	317,400
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600	223,400	259,600	293,400	317,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600	223,900	259,800	293,900	317,900
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600	224,400	260,200	294,400	318,200
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600	224,800	260,400	294,800	318,500
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600	225,100	260,700	295,200	318,700
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600	225,500	261,100	295,700	319,000
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600	225,900	261,400	296,200	319,300
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500	226,200	261,700	296,700	319,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500	226,500	261,900	297,000	319,700
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500	226,900	262,200	297,400	320,000
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500	227,300	262,400	297,900	320,300
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400	227,700	262,700	298,400	320,500
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300	228,100	263,000	298,800	320,700
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200	228,500	263,200	299,200	321,000
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000	228,900	263,500	299,500	321,300
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800	229,300	263,800	299,800	321,500
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600	229,700	264,000	299,800	321,700
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400	230,200	264,200	300,500	322,000
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100	230,500	264,500	300,900	322,300
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800	230,900	264,700	301,300	322,500
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600	231,100	265,000	301,600	322,700
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400	231,500	265,300	302,000	322,900
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100	232,000	265,600	302,400	323,000
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800	232,400	265,800	302,700	323,200
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500	232,600	266,000	302,900	323,300
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200	233,100	266,300	303,200	323,400
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900	233,600	266,500	303,500	323,500
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500	234,100	266,700	303,700	323,600
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000	234,400	267,000	303,900	323,700
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500	234,800	267,300	304,200	323,800
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000	235,200	267,600	304,500	323,900
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400	235,600	267,900	304,700	324,000
70	215,800	253,100	282,500	311,300	358,900	236,000	268,100	304,900	324,100
71	216,100	253,500	283,300	311,800	359,400	236,000	268,300	305,200	324,200
72	216,400	253,900	284,000	312,300	359,900	236,300	268,600	305,500	324,300
73	216,600	254,100	284,800	312,600	360,300	236,600	268,900	305,700	324,400
74	217,000	254,500	285,500	313,100	360,800	236,900	269,100	305,900	324,500
75	217,400	255,000	286,300	313,600	361,300	236,900	269,300	306,200	324,600
76	218,000	255,500	287,100	314,000	361,800	236,900	269,600	306,500	324,700
77	218,200	255,800	287,700	314,200	362,200	236,900	269,900	306,700	324,800
78	218,700	256,200	288,200	314,500	362,200	236,900	270,100	306,900	324,900
79	219,100	256,700	288,700	314,800	362,200	236,900	270,300	307,200	325,000
80	219,500	257,200	289,100	315,100	362,200	236,900	270,600	307,500	325,100
81	220,000	257,500	289,500	315,400	362,200	236,900	270,900	307,700	325,200
82						220,300	257,800	289,900	315,700
83						220,600	258,100	290,400	316,000
84						221,000	258,400	290,900	316,300
85						221,500	258,600	291,300	316,500
86						221,900	258,800	291,900	316,900
87						222,300	259,100	292,500	317,200
88						223,000	259,400	293,100	317,400
89						223,400	259,600	293,400	317,600
90						223,900	259,800	293,900	317,900
91						224,400	260,200	294,400	318,200
92						224,800	260,400	294,800	318,500
93						225,100	260,700	295,200	318,700
94						225,500	261,100	295,700	319,000
95						225,900	261,400	296,200	319,300
96						226,200	261,700	296,700	319,500
97						226,500	261,900	297,000	319,700
98						226,900	262,200	297,400	320,000
99						227,300	262,400	297,900	320,300
100						227,700	262,700	298,400	320,500
101						228,100	263,000	298,800	320,700
102						228,500	263,200	299,200	321,000
103						228,900	263,500	299,500	321,300
104						229,300	263,800	299,800	321,500
105						229,700	264,000	299,800	321,700
106						230,200	264,200	300,500	322,000
107						230,500	264,500	300,900	322,300
108						230,900	264,700	301,300	322,500
109						231,100	265,000	301,600	322,700
110						231,500	265,300	302,000	322,900
111						232,000	265,600	302,400	323,000
112						232,400	265,800	302,700	323,200
113						232,600	266,000	302,900	323,300
114						233,100	266,300	303,200	323,400
115						233,600	266,500	303,500	323,500
116						234,100	266,700	303,700	323,600
117						234,400	267,000	303,900	323,700
118						234,800	267,300	304,200	323,800
119						235,200	267,600	304,500	323,900
120						235,600	267,900	304,700	324,000
121						236,000	268,100	304,900	324,100
122						236,000	268,300	305,200	324,200
123						236,300	268,600	305,500	324,300
124						236,600	268,900	305,700	324,400
125						236,900	269,100	305,900	324,500
126						236,900	269,300	306,200	324,600
127						236,900	269,600	306,500	324,700
128						236,900	269,900	306,700	324,800
129						236,900	270,100	306,900	324,900
130						236,900	270,300	307,200	325,000
131						236,900	270,600	307,500	325,100
132						236,900	270,900	307,700	325,200

再任用
職員以
外の職
員

議 会

青森県議会告示第二号

青森県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十二月十六日

青森県議会議長 三 橋 一 三

青森県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程

青森県政務活動費の交付に関する規程（平成十三年三月青森県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 条例第八条第三項の収支報告書等訂正届は、第八号様式によるものとする。

7 収支報告書等訂正届には、既に提出した収支報告書等の訂正箇所がわかる書面を添付するものとする。

第三条第一項中「第八号様式」を「第九号様式」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項中「第一項又は第三項から前項まで」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第一号様式中「青森県議会議員 氏 名 印」を「青森県議会議員

氏 名 印」に改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同様式の注とする。

第二号様式中「青森県議会議員 氏 名 印」を「青森県議会議員

氏 名 印」に改める。

第八号様式を第九号様式とし、第七号様式の次に次の一様式を加える。

第8号様式（第2条関係）

年 月 日

青森県議会議長

殿

青森県議会議員 氏 名

年度政務活動費に係る収支報告書等訂正届

青森県政務活動費の交付に関する条例第8条第3項の規定により、
年 月 日付にて提出した 年度政務活動費収支報告書等について、下記のとおり訂正します。

記

訂正する文書	訂正箇所

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

則 人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の行政職給料表昇格時号給対応表中

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

を

25
26
26
26
27
27
27
27
28
28
28
29
29
30
30
31
31

別表第七の行政職給料表昇格時号給対応表中

26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33

に改める。

32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

別表第七の海事職給料表昇格時号給対応表中

22
22
22
22
23
23
23
23
24
24
24
24
25
25
26
26

別表第七の教育職給料表(一)昇格時号給対応表中

28
28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32
32
32
32
33
33
33
34
34
35

を

21
22
22
22
23
23
23
23
24
24
24
24
24
25
25
25
26
26
26
27
27
27
28

に、

22
22
23
23
23
24
24
24
25
25
25
26
26
27
27
27
28

を

21
22
22
22
22
22
22
23
23
23
23
23
24
24
24
24
24
24
25

に改める。

28
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32
32
32
33

別表第七の教育職給料表(一)昇格時号給対応表中

34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
36
37
38
39

に、

46
47
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
53
54
54
54
54
55
55
55

に改める。

56
を
45
46
46
47
47
48
48
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
55
55

別表第七の教育職給料表(二)昇格時号給対応表中

42
42
43
43
44
44
45
45
45
46
46
46
46
47
47
47

別表第七の二の研究職給料表降格時号給対応表中

76
78
80
82
84
86

を

51
54
57
60
62
64
66
68
70
72
74
76
78
80
82
84
85
86
87

に改める。

53
54
55
56
59
62
65

を

54
56
58
60

別表第七の二の教育職給料表(一)降格時号給対応表中

68
69
70
71

に、

81
82
83
84
86
88
90
92
95
98
101

を

82
84
86
88
90
92
94
96
98
100
102

に改める。

50
52
54
56
59
62
65
68
69
70
71
72
74

別表第七の二の教育職給料表(一)降格時号給対応表中

69

に、

38
40
42
44
46
48
50
53
56
59
62
64
66
68

を

39
42
45
48
50
52
54
56
59
62
65
68
69
69

に

58
60
62
64
66
68
70

を

59
62
65

別表第七の二の海事職給料表降格時号給対応表中

52
56
60
64
66
68

を

53
58
63
68
69

附 則

別表第七の二の医療職給料表(三)降格時号給対応表中

72
74
76
78

に改める。

24
26

を

25
26

に改める。

別表第七の二の医療職給料表(二)降格時号給対応表中

65

に改める。

65
66
67
68
71
74
77

を

66
68
70

別表第七の二の医療職給料表(一)降格時号給対応表中

102
104
106
108
111
114
117
120
121
121

に、

58
60
62
64
67
70
73

を

59
62
65
68
70
72
74

に改める。

62
64
66

に、

85
86
87
88
90
92
94

を

86
88
90
92
93
94
95

に、

101
102
103
104
107
110
113
116
118
120

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準)(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準)(この項において「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

第一条 人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の百九以上百分の百八十」を「百分の百九以上百分の二百」に、「百分の百三十三以上百分の二百二十」を「百分の百四十三以上百分の二百四十」に改め、同項第二号中「百分の九十八以上百分の百九」を「百分の百八以上百分の百十九」に、「百分の百十九以上百分の百三十三」を「百分の百

二十九以上百分の百四十三」に改め、同項第三号中「百分の八十七」を「百分の九十七」に、「百分の百七」を「百分の百十七」に改め、同項第四号中「百分の七十九」を「百分の八十九」に、「百分の九十八」を「百分の百八」に改める。

第十四条の二第一項第一号及び第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改め、同項第三号中「百分の四十・五」を「百分の四十五・五」に、「百分の五十・五」を「百分の五十五・五」に改める。

第二条 人事委員会規則七―八〇の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第三号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第五条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第十四条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第一号中「百分の百九以上百分の二百」を「百分の百十四以上百分の百九十」に、「百分の百四十三以上百分の二百四十」を「百分の百三十八以上百分の二百三十」に改め、同項第二号中「百分の百八以上百分の百十九」を「百分の百三十三以上百分の百四十四」に、「百分の百二十九以上百分の百四十三」を「百分の百二十四以上百分の百三十八」に改め、同項第三号中「百分の九十七」を「百分の九十二」に、「百分の百十七」を「百分の百十二」に改め、同項第四号中「百分の八十九」を「百分の八十四」に、「百分の百八」を「百分の百三」に改める。

第十四条の二第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第一号及び第二号中「百分の四十七・五」を「百分の四十五・五」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十五」に改め、同項第三号中「百分の四十五・五」を「百分の四十三」に、「百分の五十五・五」を「百分の五十三」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）附則第二十五項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、第二条の規定による改正後の人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）（次項において「改正後の規則」という。）第三条及び第五条の規定を適用する。

4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第十四条第一項及び第十四条の二第一項の規定を適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円